23　［略］
24　［略］
25　［略］

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

［１枚目～２枚目　略］

３枚目

32　無線局の区別	
33　放送区域等	
34　無線設備の工事費	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
38　事業計画等	（別紙） □⑴　経営形態及び資本又は出資の額 □⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □⑶　主たる出資者及びその議決権の数 □⑷　役員に関する事項 □⑸　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⑹　試験の方法及び具体的計画 □⑺　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⑻　将来の事業予定 □⑼　事業収支見積り □⑽　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
39　外国人等により占められる役員の割合	％
40　外国人等直接保有議決権割合	％

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

22　［同左］
23　［同左］
24　［同左］

別表第二号第５　［同左］

［同左］

［１枚目～２枚目　同左］

３枚目

32　無線局の区別	
33　放送区域等	
34　無線設備の工事費	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
38　事業計画等	（別紙） □⑴　経営形態及び資本又は出資の額 □⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □⑶　主たる出資者及びその議決権の数 □⑷　役員に関する事項 □⑸　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □⑹　試験の方法及び具体的計画 □⑺　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □⑻　将来の事業予定 □⑼　事業収支見積り □⑽　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）